

幸田町児童クラブ運営委託業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

幸田町内の児童クラブに通所する児童が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図るため、本業務を継続的・安定的に遂行する能力及び技術力を有する事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

幸田町児童クラブ運営委託業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 履行期間等

業務の履行期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

※ただし、業務履行が良好と判断された場合、令和7年3月31日までの範囲内で履行期間を延長することができる。

また、契約締結までの間を開設準備期間とし、業務の開始準備や支援員等の確保等を行うものとする。

(4) 契約上限金額

50,000,000円

※ 本委託業務は、社会福祉法第2条第3項第2号に規定する第二社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

ア 本委託業務に係る費用については、使用した月ごと月末に検査を行い支払うことを想定している。

3 本契約に係る受注者の選定方法

本契約は、プロポーザルにより契約候補者を決定するものとする。

なお、契約候補者の選定については、幸田町児童クラブ運営委託業務プロポーザル審査委員会が行う。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項を全て満たしていることを条件とする。ただし、複数の企業による共同参加は、認めない。

- (1) 幸田町入札資格者名簿に登録されていること。
- (2) 幸田町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 愛知県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (5) 平成28年度から令和2年度までの間に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施又は事業運営を受託した実績を有していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立て及び民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。

(7) 令和3年3月31日現在において国税及び地方税の滞納がないこと。

5 参加申込の方法

「4 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、次に定める参加申請書類を提出すること。

(1) 参加申請書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 会社概要調書（様式第2号）

添付書類：国税、県税及び市税が課税される団体について、未納の税額がない旨の証明書（直近2年分・発効日から3か月以内のもの）

ウ 業務実績調書（様式第3号）

エ 会社概要（会社パンフレットなど任意）

(2) 提出方法

PDFファイル化して電子メールにて提出すること。

(3) 提出先

幸田町住民こども部こども課

E-Mail kodomo@town.kota.lg.jp

(4) 提出期限

令和3年9月17日（金）午後5時まで ※期限厳守

(5) 参加資格の確認

参加資格の有無については、提出を受けた参加申請書類等により、参加希望者が参加資格を満たしているかの確認を行い、令和3年9月22日（水）までに、参加申込書に記載された担当者メールアドレスあてに、電子メールで通知するものとする。

6 質疑及び回答

本プロポーザルにおける質疑及び質疑回答については、次のとおり受付し、回答する。なお、軽微な事項（実施要領や仕様書の記載内容の確認等）については、その都度回答することがある。

(1) 質問書の提出

ア 提出書類 質疑書（様式第4号）

イ 提出先 幸田町住民こども部こども課

E-Mail kodomo@town.kota.lg.jp

※件名を「プロポーザル質疑書（業者名）」とすること。

ウ 提出期限 令和3年9月17日（金）午後5時まで

エ 提出方法 電子メールにて送付すること。

(2) 質問への回答

ア 最終回答日 令和3年9月24日（金）

イ 回答方法 質問内容を取りまとめた上、「質疑回答書」（様式第5号）により、プロポーザル参加者全員に対し、電子メールにて回答する。

7 業務提案書等の提出

参加資格を有する事業者は、以下の業務提案書等を提出すること。

なお、提出期限以降の業務提案書等の再提出及び差替え等は、認めない。また、審査終了後についても提出書類の返却は、行わない。

(1) 提出書類及び提出部数

	書類名	備考
ア	業務提案書等提出届 (様式第7号)	必要な事項を漏れなく記入し、会社名及び代表者氏名を記入すること。
イ	業務提案書 (様式第8号)	以下の項目により作成すること。 1 会社の事業概要、営業所、担当者数と放課後児童クラブ又は同種の業務実績 2 運営責任者及び担当者の経歴、資格、業務経験 3 経営母体の財務状況 (直近の決算報告書を添付すること) 4 児童の生活、育成支援について考え方と実施方法 5 障がい児童の支援について考え方と実施方法 6 保護者、学校、市役所との連携について考え方と実施方法 7 支援員の配置、教育、指導に関する計画 8 支援員の雇用計画、処遇方法 9 危機管理体制と事故の予防 10 夏休み弁当サービス事業の実施 11 ICT化推進への対応
ウ	見積提示金額調書 (様式第9号)	見積提示金額とその内訳が分かるように作成すること。
エ	工程表 (様式第10号)	業務開始までの準備に関する計画とスケジュールを作成すること。

【書類作成時の注意事項】

- ・書類は日本工業規格によるA4判の規格で作成すること。用紙の向きは縦向き、横向きのどちらでも可。
- ・言語は日本語、通貨は日本円とし、横書きで文字サイズは11ポイント以上とする。(ただし、図表等はこの限りではない。)
- ・専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。
- ・1事業者について1提案とする。

(2) 提出方法

PDFファイル化して電子メールにて提出すること。

(3) 提出先

幸田町住民こども部こども課

E-Mail kodomo@town.kota.lg.jp

(4) 提出期限

令和3年10月6日(水)午後5時まで

(5) プロポーザルの辞退

参加表明者は、提案書等の提出期限までは、いつでもプロポーザルを辞退することができる。辞退届の様式は任意とし、辞退理由を明記すること。辞退届提出後は辞退の撤回はできないものとする。

8 審査の手続

業務提案書等の審査については、下記のとおり行います。

(1) 第1次審査(書面審査)

ア 提出された業務提案書等について、別に定める評価基準に従い書面審査を実施する。

イ 第1次審査の結果、点数が上位の3者に対し、第2次審査を行うものとする。

(業務提案書等の提出者が3者以下の場合は第1次審査を実施しない。)

ウ 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和3年10月11日(月)までに、業務提案書等提出届に記載された担当者メールアドレスあてに、電子メールで通知するものとする。

エ 評価基準

評価項目	配点
1 業務実績	30点
2 担当者の業務経験	10点
3 企業の経営状況	20点
4 見積提示金額	40点
1次審査合計	100点

(2) 第2次審査(プレゼンテーションによる審査)

ア 開催日時

令和3年10月28日(木)午後1時30分から(予定)

イ 開催場所

幸田町役場4階 第3・第4委員会室

ウ 審査の方法

1事業者につき20分以内でプレゼンテーションを実施し、その後、質疑応答の時間を30分程度設ける。

機器について、プロジェクター、接続用HDMIケーブル、スクリーン、電源ケーブル、マイクは幸田町が用意する。パソコン、その他プレゼンテーションに必要な機器は提案者が用意すること。機器の準備等に要する時間については、プレゼンテーションの制限時間内で行うこと。

エ 説明者

プレゼンテーション及び質疑応答は、業務提案書に記載した運営責任者及び担当者で行うものとする。会場に入場できるのは、5人までとする。入室者は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるものを身に着けないこと。なお、当日受付において説明に参加する者全員の身元確認を行うため、本人確認ができる身分証明書等を携帯すること。

オ 評価基準

評価項目	配点
1 児童の生活、育成支援に対する考え	10点
2 障がい児童の支援に対する考え	10点
3 保護者、学校、役場との連携体制	10点
4 支援員の配置、教育、指導	20点
5 支援員の雇用、処遇	10点
6 危機管理体制	10点
7 夏休み弁当サービス事業の実施	20点
8 ICT化推進への対応	10点
2次審査合計	100点

9 契約候補者の選定

(1) 提出された業務提案書等を審査し、最もすぐれている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行うものとする。

- (2) 契約候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、基準点以上の提案者の中から契約候補者を選定する。提案者が1者であっても、本プロポーザルは、成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。
- (3) 契約候補者となった提案者と契約締結の交渉を行い、合意に達した際に契約を締結する。契約交渉が不調となったときは、2次審査において次点の提案者と契約締結の交渉を行う。
- (4) 結果通知日は、令和3年11月2日（火）とする。

10 審査結果の通知

審査結果については、業務提案書等を提出した全ての者に対して、業務提案書等提出届に記載された担当者メールアドレスあてに、電子メールで通知するものとする。

また、審査結果については、幸田町ホームページに掲載し、公表するものとする。

11 事業者選定までのスケジュール(予定)

内容	日程
公募開始	令和3年 8月30日（月）
参加申込期限・質問の受付締め切り	令和3年 9月17日（金）午後5時まで
質問に対する最終回答	令和3年 9月24日（金）
業務提案書等提出期限・辞退届提出期限	令和3年10月 6日（水）午後5時まで
一次書類審査結果の通知	令和3年10月11日（月）
二次審査（プレゼンテーション・質疑）	令和3年10月28日（木）
二次審査結果通知	令和3年11月 2日（火）

12 連絡先（担当部署）

幸田町住民こども部こども課 担当 諏佐
 TEL：0564-62-1111（内線133）
 FAX：0564-63-5334
 E-Mail：kodomo@town.kota.lg.jp